

上越市議会傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代の市民の議会傍聴を促進し、より開かれた議会に資するため、議会傍聴に当たって乳幼児の一時預かり事業を利用する人に対し、予算の範囲内で交付する助成金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる人は、市内に住所を有する人とする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、小学校就学前の児童（以下「助成対象乳幼児」という。）について次条に定める助成対象一時預かり事業を利用して第5条に定める助成対象会議の傍聴（報道を目的とした傍聴を除く。）をする場合の一時預かり事業の利用料金とする。

(助成対象一時預かり事業)

第4条 助成金の対象となる一時預かり事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 上越市ファミリーヘルプ保育園条例（平成12年上越市条例第47号）に基づく上越市ファミリーヘルプ保育園における保育事業
- (2) 上越市一時預かり事業実施要綱（平成4年4月1日実施）に基づく市立保育園における一時預かり事業及び市内の私立保育園における一時預かり事業
- (3) 上越市こどもセンター一時預かり事業実施要綱（平成29年9月29日実施）に基づく上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザこどもセンターにおける一時預かり事業
- (4) 上越市ファミリーサポートセンター事業実施等要綱（平成10年4月1日実施）に基づく上越市ファミリーサポートセンター事業（一時預かりとして利用する場合に限る。）

(助成対象会議)

第5条 助成金の対象となる会議は、上越市議会の次に掲げる会議とする。

- (1) 本会議
- (2) 常任委員会
- (3) 特別委員会

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、第3条に定める助成対象経費の額とし、一時預かり事業を利用する

助成対象乳幼児1人につき1日当たり、3歳未満児にあつては700円、3歳以上児にあつては500円を上限とする。この場合において、助成対象乳幼児の年齢は、一時預かり事業を利用する日の属する年度の初日を基準とする。

(交付申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、議会の傍聴をする際に、係員に対し助成金の交付申請をする予定である旨を申し出なければならない。この場合において、係員から求めがあつた場合は、助成対象者は、身分証明書を提示しなければならない。

2 市長は、傍聴人が定員に達したため助成対象者が傍聴をすることができない場合は、助成対象者の来庁時間に傍聴をしたものとみなすことができる。

3 第1項の申出をした助成対象者は、傍聴をした日の属する月の翌月の末日又は傍聴をした日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、上越市議会傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、上越市議会傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金交付^{決定}通知書(第2号様式)により通知するものとする。_{却下}

(実績報告の特例)

第8条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、前条第3項の規定により提出する申請書を市長に提出することにより行うものとする。

(確定通知の特例)

第9条 規則第9条の規定による確定通知は、第7条第4項の規定による通知書の交付により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

第1号様式（第7条関係）

上越市議会傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市議会傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金の交付を申請します。

なお、一時預かり事業の利用状況及び利用料金納付状況が以下の証明欄で確認できない場合は、議会事務局が一時預かり事業の施設等に対し確認することを承諾します。

申請者	氏名	※署名又は記名押印			
	住所	〒 電話番号			
議会傍聴をした日		年 月 日			
当該日における一時預かり事業の利用時間		時 分～ 時 分			
一時預かり事業を利用した乳幼児		氏名	生年月日	年 月 日	
一時預かり事業の種類		<input type="checkbox"/> 上越市ファミリーヘルプ保育園における保育事業 <input type="checkbox"/> 保育園における一時預かり事業（ 保育園） <input type="checkbox"/> オーレンプラザこどもセンターにおける一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 上越市ファミリーサポートセンター事業			
利用料金の納付額（当該日分）		円			
証明欄		一時預かり事業の利用状況及び利用料金納付状況が上記に相違ないことを証明します。			
※一時預かり事業の施設等の証明を受けてください。		所在地 施設等の名称 代表者氏名		㊟	
交付申請額		円			
振込先	金融機関名				
	支店名				
	口座種別	普通 当座			
	口座番号				
	フリガナ				
	口座名義人				

第2号様式（第7条関係）

上越市議会傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金交付 ^{決定} 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった上越市議会傍聴時乳幼児一時預かり事業利用
助成金の交付について、次の ^{と お り 決 定} したので通知します。
理由により申請を却下

決定	助成金の交付額	円
	振込予定日	年 月 日
	備 考	
却下	理 由	